

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪市救急医療事業団（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬をいう。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として、各年度の総額が7,000,000円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 役員には、役員賞与を支給しない。
- 4 役員の退職に当たっては、退職手当を支給しない。
- 5 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の定例報酬月額、別表第1「常勤役員の報酬月額」のとおりとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は別表第2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。
- 3 各評議員の報酬は、定款第13条に定める金額の範囲において、別表第3「評議員の報酬」に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支給するものとする。非常勤役員にあっては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。ただし、主として会計を監査する監事の報酬は、月額をもって支給する。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員の通勤費は、報酬に含まれるものとする。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人大阪市救急医療事業団の設立の登記の日から施行する。（平成24年4月1日）から施行する。

附則

この改正規程は、平成24年7月1日から施行する。

別表第 1

常勤役員の報酬月額
常務理事月額 35 万円

別表第 2

非常勤役員の報酬
理事会出席の都度一人一律 13,095 円
主として会計を監査する監事月額 80,000 円

別表第 3

評議員の報酬
評議員会出席の都度一人一律 13,095 円